

第2部 重要事項説明書

利用者： 様 管理番号：No.
事業者：訪問看護ステーション奏（かなた）

1.（当事業所の概要）

（1）事業所の概要

事業所名 訪問看護ステーション奏（かなた）
所在地 福岡県糸島市神在西一丁目1番15号
連絡先 092-332-8581（午前8：30～午後5：30まで）
管理者名 池 千春
サービス種類 訪問看護 / 介護予防訪問看護 （該当に○）
介護保険指定番号（未確定：指定後に記入）
サービス提供地域 糸島市・西区の一部
※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

（2）営業時間

平日 午前8：30 ～ 午後5：30
土曜日 午前8：30 ～ 午後5：30
定休日 日、祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日

（3）職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
看護師	看護師・准看護師	2名以上	名	2名以上
理学療法士		名	名	必要数
作業療法士		名	名	必要数
言語聴覚士		名	名	必要数

2.（当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など））

TEL 092-332-8581
担当部署 訪問看護ステーション奏（かなた）
担当者 管理者 池 千春
受付時間 午前8：30～午後5：30

3.（事業の目的・運営方針）

（1）目的

要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた方に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的にサービスを提供します。医療保険による訪問看護を必要とする方についても、主治医の指示のもと同様に支援します。

（2）運営方針

指定訪問看護の提供にあたり、看護職員等は要介護者の心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。指定介護予防訪問看護においては、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、心身の機能の維持回復を図ります。

4.（利用料金）

4－1. 別紙参照

4－2. 医療保険をご利用の場合（別紙参照）

4－3. 保険給付対象外の費用（保険共通）

死後処置料 20,000 円

複写物 1 枚につき 10 円

①キャンセル料：当日連絡期限までのご連絡は無料、以降は 1 回 1,000 円（緊急やむを得ない場合を除く）。

②お支払方法：毎月月末締め、翌月 15 日までに請求、25 日までにお支払い。

5.（サービスの内容）

（１）訪問看護（予防）サービスは利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体、その他の状況およびそのおかれている環境に応じて必要なサービスを提供する

（２）訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問について

訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問は、訪問看護の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合、看護師の代わりに行う訪問である。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

6.（サービスの利用方法）

契約書 第 6 条から第 8 条に定めるとおりです。ご利用者様都合の終了は 1 週間前までに文書でお申し出、当事業所都合の終了は 1 か月前までに文書で通知します。施設入所・入院、非該当（自立）認定、ご逝去等の場合は自動終了となります。

7.（緊急時の対応方法）

当事業所は、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制を整えています。容体変化等があった場合は、事前の打ち合わせに基づき、主治医・救急隊・ご家族・居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主治医 病院名／氏名／連絡先

ご家族氏名（続柄）／連絡先

緊急連絡先 氏名（続柄）／連絡先

8.（虐待防止に関する事項）

（１）当ステーションは、利用者の人権擁護・虐待防止のため次の処置を講じる。

- ①虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族から苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止の為に必要な措置

（２）当ステーションは、訪問看護の提供中に、看護師等又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

9.（身体拘束適正化）

（１）当ステーションは、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

（２）身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

10.（ハラスメント対策）

当ステーションは、ハラスメント対策の為の対応を以下の通りとする。

（１）職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化の必要な措置を講じる。

（２）カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（３）職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントをおこなってはならない旨の方針を明確化し従業者に周知・啓発する。

（４）相談対応のための担当者や窓口を定め従業者に周知する。

11.（衛生管理）

（１）管理者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（２）管理者は、ステーションにおいて感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

①感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を委員会にて検討する。

②感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

③感染症に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のために研修及び訓練を定期的実施する。

12.（業務継続計画の策定等）

（１）当ステーションは感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（２）看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

13. 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

（１）利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

（２）利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

（３）利用者の同居家族に対するサービス提供

（４）利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

（５）その他利用者又は家族に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

（６）職員に対し、写真や動画撮影を無断で行うことや SNS 等に掲載する行為

14.（苦情対応）

【当事業所窓口・担当者】

管理者：池 千春 TEL：092-332-8581 受付時間：午前8：30～午後5：30

【外部相談窓口】お住まいの市区町村の介護保険担当課／国民健康保険団体連合会／（医療保険利用の場合）加入する健康保険組合等

糸島市介護・高齢者支援課 092-323-1111

福岡市西区福祉・介護保険課 092-895-7066

福岡県国民健康保険団体連合会 092-642-7859

15.（個人情報の取扱いについて）

当事業所は、取得した個人情報を訪問看護計画の作成、関係機関との連携、保険請求事務等の目的で利用します。目的外の第三者提供は同意なく行いません。詳細は第3部「個人情報使用同意書」のとおりです。

16.（法人・事業所の概要）

法人名 医療法人社団 昭友会

所在地 福岡県糸島市神在西一丁目1番15号

代表者 理事長 田中 千晶

指定番号（未確定：指定後に記入）

この項、以下余白